VI 事業認定申請書類の作成

VI 事業認定申請書類の作成

1 事業認定申請書

事業認定申請書の様式 (規則別記様式第5)

 第
 号

 年
 月

 日

岐阜県知事様

起業者住所※1名称

上記代表者

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起業者の名称 ※2
- 2 事業の種類 ※3
- 3 起業地 ※4
 - イ 収用の部分
 - ロ使用の部分
- 4 事業の認定を申請する理由 ※5

(1) 申請人 ※1

原則として起業者が申請すること。

代理人による申請も認められるが、代理権限を証明しなければならない(委任 状を添付する。)。ただし、各省設置法等により起業者の内部機関が申請する権 限を有していることが明白である場合は、委任状の添付を要しない。

起業者が国以外の場合には、「○○市」、「○○機構」、「○○株式会社」の如く権利能力を有する者をもって表示する。

《申請人の記載例》

起業者	住所	岐阜県	岐阜県○○郡○○町大字○○字○○□□番地					
	名称	\bigcirc () 町					
	上記代表	長者	○○町長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	印

(2) 起業者の名称 ※2

起業者とは、申請に係る事業の事業主体となり得る者(具体的には、収用する 土地の上に施設を設置し、管理する権限を有する者)をいう。したがって、単に 用地先行取得のみを行う者(土地開発公社等)は、起業者とはならない。

《起業者の名称の記載例》

1	起業者の名称	0 0	町	
---	--------	-----	---	--

(3) 事業の種類 ※3

事業の種類は、これにより事業の概要が判明するものであることを要するので、 事業の内容を要約し、なるべく具体的に記載すること。

事業はそれ自体独立して公益判断の対象となり得るものでなければならず、「それのみによっても供用可能であり、最小限の公益性を発揮することのできるまとまりのある単位」でなければならない。

事業の認定で申請する「事業の種類」は、一般的な事業名のことで、必ずしも 起業者内部の扱い方(例:補助対象となるための事業名等)に左右されない。

附帯事業(本体事業の遂行のために欠くことができない法第3条第35号の事業)をあわせて施行するときは、その旨を記載すること。

関連事業(本体事業の施行により必要を生じた法第3条各号のいずれかに関する事業)をあわせて施行するときは、その旨を記載すること。

また、事業の申請目的がすでに事業用地として使用している起業地の買収を目的とする場合には、事業名は○○保全事業と記載すること。

《事業の種類の記載例》

本体事業のみの場合 (法第3条第31号の例)

2 事業の種類 ○○町役場庁舎新設事業

本体事業と関連事業 (法第3条第31号及び第1号の例)

2 事業の種類 ○○町役場庁舎新設事業及びこれに伴う町道付替事業

本体事業と附帯事業 (法第3条第32号及び第35号の例)

2 事業の種類 ○○町▽▽公園整備事業及びこれに伴う附帯事業

本体事業と附帯事業及び関連事業(2種類)がある場合

(法第3条第32号及び第35号、第1号並びに第2号の例)

- 2 事業の種類 ○○町▽▽公園整備事業及びこれに伴う附帯事業、町道付替事 業並びに水路付替事業
- (注) 読みにくい事業名にはふりがなをつけること。

(4) 起業地 ※4

- ア 事業を施行する土地が起業地(法第17条第1項第2号)であり、起業者が 既に取得した土地があっても、申請に係る事業の一環としてそこで工事が行わ れる場合は、その土地は起業地に含まれる。
- イ 起業地は、収用の部分、使用の部分に区分して表示すること(使用の部分が ない場合でも、「ロ 使用の部分 なし」と記載する。)。
- ウ 起業地は、県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表示すること。
- エ この項の「起業地」の表示及び添付書類の「図面」の表示とあわせることにより、起業地の位置及び範囲を確定することになる。
- オ この項の「起業地」の表示及び添付書類の「図面」の表示については、土地 所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを 容易に判断できるものでなければならない(法第18条第4項)。
 - ※ 起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続きを進めることができないから、図面と照合し、脱漏、誤記等のないようにすること。

《起業地の記載例》

- 3 起業地

 - ロ 使用の部分 なし
- (注) 起業地名には、必ずふりがなをつけること。

(5) 事業の認定を申請する理由 ※5

申請理由の要旨を簡明に記載すること。記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 法第3条の何号に該当する事業であるか。
- イ 事業計画の内容(目的)を簡明に述べる。
- ウ事業名、事業実施場所、実施年度
- エ 市町村総合計画との関連
- オ 収用又は使用しようとする対象物(収用対象土地の面積)
- カ 土地所有者等の人数、用地交渉の開始時期、事業の認定を申請するに至った 用地交渉の概略
- キ 用地取得ができない理由は事業計画にあるか、補償金額にあるのか。
- ク 事業の施行に関して、免許、許可、認可が必要である場合、議会の議決等が 必要である場合は、当該処分又は手続きを終えたこと。
- ケ 必要に応じ、当該市町村勢(人口、産業構造、自然条件、交通条件等)を記 載
- コ その他その事業に関して必要な事項

(6) 申請の担当者

事業認定申請に係る担当者を明らかにするため、事業認定申請書の「4 事業の認定を申請する理由」の後に、起業者の担当部(局)、課、係等並びに氏名を記載することとする。

この場合、起業者の担当部(局)、課、係等は、「収用する土地の上に施設を 設置し管理する権限を有する部(局)、課、係等」であり、用地取得のみを担当 する部(局)、課、係等は、申請の担当者とはならないことに留意すること。

《申請の担当者の記載例》

(7) 岐阜県収入証紙の貼付

事業の認定を申請する者は、申請者が国又は都道府県である場合を除き、手数料を納付しなければならない(法第125条第2項第2号)。

県に納めるべき手数料は、申請書に岐阜県収入証紙を貼付することにより納

めなければならない(昭和26年12月25日岐阜県告示第691号)。 岐阜県収入証紙は、事業認定申請書の末尾に別葉で、上部に次のように記載 して貼付するものとする。

事業認定申請手数料 岐阜県収入証紙(158,000円)

2 事業認定申請書の添付書類

事業認定申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付 しなければならない。(法第18条第2項)

- 一 事業計画書
- 二 起業地及び事業計画を表示する図面
- 三 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する 必要を生じたことを証する書面
- 四 起業地内に法第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書
- 五 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当 該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- 六 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の 意見書
- 七 事業説明会の実施状況記載書と新聞公告の写し

《添付書類目録の記載例》

添付書類目録

第1号 事業計画書

第2号 起業地及び事業計画を表示する図面

その1 位置図 (縮尺 25,000分の1)

その2 起業地表示図 (縮尺 1,000分の1)

その3 事業計画表示図 (縮尺 500分の1)

その4 字絵図 (縮尺 1,000分の1)

その5 建物各階平面図 (縮尺 200分の1)

その6 建物立面図、側面図 (縮尺 200分の1)

第3号 法四条地に関する調書

その1 土地調書

その2 法四条地図面(起業地表示図併用)

その3 土地管理者の意見書

第4号 法令制限地に関する調書

その1 法令制限地調書

その2 法令制限地表示図(起業地表示図併用)

その3 行政機関の意見書

第5号 説明会に関する書類

その1 実施状況記載書

その2 開催を公告した新聞紙の当該部分の写し

第6号 附属書類

その1 起業地選定比較図(縮尺 1,000分の1)

その2 丈量図 (縮尺 500分の1)

その3 ○○町第○次総合計画(抜粋)

その4 ●●○○年度○○町一般会計当初予算書(抜粋)

その5 ●●○○年度○○町一般会計○月補正予算措置確約書

その6 ●●○○年度○○町一般会計当初予算措置確約書

第1号 事業計画書

事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする(規則第3条第1号)。

- イ 事業計画の概要
- ロ 事業の開始及び完成の時期
- ハ 事業に要する経費及びその財源
- ニ 事業の施行を必要とする公益上の理由
- ホ 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並 びにこれらを必要とする理由
- へ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的 な利用に寄与することになる理由

1 事業計画の概要

- ・ 本項は、事業計画書の総論ともいうべきものであり、この項をみれば施行しよ うとする事業の概略が明らかになるようにすること。
- ・ 事業認定申請書の「事業の種類」の項で表示した事業の内容を具体的に説明することはもちろん、工事計画だけでなく、その事業の目的を述べること。
- 事業の目的や内容は、できる限り数字を用いて定量的に説明すること。
- ・ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示して説明すること。
- 市町村の総合計画との関連があれば、それを述べること。
- ・ 関連事業をあわせて施行するときは、本体事業の事業計画と区分し、その内容 を述べること。
- 事業完成後の施設の維持管理について、述べること。
- ・ 本項の構成は、先ず冒頭に、上記のことについて文章で表現した後、その計画 の諸元として次の(1)から(5)までの項目について記載するものとする。

(1) 起業地

事業認定申請書の「起業地」の項の表示と一致すること。

(2) 事業名

事業認定申請書の「事業の種類」の項の表示と一致すること。

(3) 施設の内容

起業地内に設置する施設について、各施設の名称、構造及び面積を次の事項に

注意し、次の様式に準じて記載する。

- ・区分した各施設は、事業計画表示図(事業計画平面図)で明示すること。
- ・建物がある場合は、この項ではその敷地について記載すること。
- ・駐車場がある場合は、駐車必要台数の算定根拠について、数式等をもって記載すること。

≪様式≫

区 分	構造等	面 積 (㎡)	備考
合	計		

⁽注) 面積の合計は、起業地の面積と一致していなければならない。

(4) 建物の各階別各室配置計画

建物がある場合は、建物の各階別の各室名称及び床面積について、次の様式に準じて記載する。

階	用	途	面積(㎡)	備	考
	合	計			

(5) 施設の利用計画

設置する施設が法第3条第32号の公共用物等で公共の利用に供するものであるときは、その施設の利用計画を次の様式に準じて記載する。

区 分	回数(回)	延人数(人)	備考

2 事業の開始及び完成の時期

- ・ 本項は、「現段階で法の適用を認めることが妥当であるか」の審査のために記載するものである。
- ・ 事業は通常、調査測量、事業計画確定、用地交渉開始、工事着手、工事完成、 供用開始の過程を辿るが、この項の記載は、次によるものとする。
 - ・開始の時期……「用地交渉開始時期」を記載
 - ・完成の時期……物理的な「工事完成の予定時期」を記載
- ・ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画及び申請事業のそれぞれの時期を明記すること。
- 既に事業に着手しているときは、進捗状況を明らかにすること。
- ・ 複数年度にわたる事業については、年度ごとの事業内容を示すことが望ましい。

3 事業に要する経費及びその財源

本項は、「起業者が当該事業を遂行する充分な能力を有する者であること」(法 第20条第2号)の審査のために記載するものである。

(1) 事業に要する経費

- ア 経費を用地補償費、敷地造成費、建設工事費、設計委託料等に区分し、事業 が複数年度にわたるときは、経費を年度区分すること。
- イ 経費の款、項、目を表示することとし、予算書の写し等を添付すること。
- ウ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画及び申請事業の 経費をそれぞれ明記すること。
- エ 事業が複数年度にわたる場合で、経費のうち予算化されていない部分がある ときは、当該経費を○○年度予算に計上する旨の確約書を添付すること。

(2) その財源

- ア 財源を一般財源、国・県補助金、地方債等に区分することとし、事業が複数 年度にわたるときは、さらに年度区分すること。
- イ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画及び申請事業の 財源をそれぞれ明記すること。
- ウ 国・県の補助を受ける場合は、補助金等の名称、根拠、補助率、補助金額等

を記載すること。

- エ 起債を財源とするときは、その額及び許可年月日等を記載すること。
- オ 補助金、起債の採択・許可が未確定の場合は、不採択・不許可になったとき に他の財源(例えば一般財源)で充当し、事業を実施する旨を記載しておくこと。
- カ 用地の取得を起業者以外の者が行う場合は、その旨を記載し、起業者と用地 の取得を行う者との用地取得に関する協定書、覚書等を添付すること。

また、用地取得等を行う者自体の財源、予算措置の状況を明らかにした書類を添付すること。

4 事業の施行を必要とする公益上の理由

本項は、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」 (法第20条第3号)及び「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるもの であること。」(同条第4号)の審査のために記載するものである。

当該事業を施行しない場合の社会的又は経済的な不利益及び当該事業を施行した場合の社会的又は経済的な利益という消極、積極の両面が考えられるが、この両面より考察すること。特に環境に影響を与えるおそれがある事業は、事前に影響評価を行い、事業により失われる私的ないし公共の利益よりも、事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益の方が比較衡量して高い点を説明しておく必要がある。

公共の利益の大きさはその事業の必要性の程度や受益の及ぶ地域的又は人的範囲の広狭に応じて異なる。事業施行前の状況と事業の施行を必要とする原因・理由及び事業施行後の効果等について具体的に記載し、できるだけ統計等により説明することが望ましい。

効果は、直接効果のみならず間接効果も記載すること。

関連事業、附帯事業を施行する場合は、その公益性についても記載すること。

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並 びにこれらを必要とする理由

本項は、事業に供される土地の面積、すなわち当該事業のために従前の利用が阻害される土地等の数量を把握することで「土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。」(法第20条第3号)の審査に資するとともに、起業地内に事業のため不要な土地等が含まれていないかという観点からの「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」(同条第4号)の審査のために記載するものである。

(1) 事業に必要な土地の面積

事業に必要な土地の面積については、収用、使用の別を明らかにして、筆数に拘わらず現況地目別にその実測面積を記載すること。

起業者の所有地又は法四条地が起業地内に存する場合は、その土地も含めて記載すること。

なお、土地の面積の合計は、起業地の面積と一致していなければならない。 様式は、次によるものとする。

イ 収用の部分

地目	面積(m²)
計	

ロ 使用の部分 上記と同じ様式 (使用の部分がない場合は、なしと記載すること。)

(2) 事業に必要な物件等

土地と共に、土地の上にある立木、建物等の物件を収用しようとするときは、物件の種類、構造、数量等を記載すること。

(3) 移転等を要する主な物件の数量

起業地内に移転等を必要とする支障物件が存する場合は、その主なものを次の様式に準じて記載すること。

種 別	数量	備 考
計		

(4) 上記の土地を必要とする理由

上記の土地が事業を施行するための必要最小限度の面積である旨を説明する

こと。

起業地内に物件が存する場合は、事業の支障となるため、移転等を必要とする旨を記載すること。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

本項は、起業地の位置選定等について合理性が認められるかという観点からの「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」(法第20条第3号)の審査のために記載するものである。

(1) 起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。

起業地を選定した理由を、他の候補地との比較等により具体的に記載すること。 具体的には、まず、起業地を選定するにあたって設定した条件を記載し、当該 条件ついて起業地と他の候補地とを比較し、起業地が最適であるという結論を導 くこととなる。

比較については、文章による説明の他に、比較表による説明を活用すること。 条件として考慮すべき点は次のようなものがあげられる。

- ①社会的条件
 - a 潰地面積の多少
 - b 支障となる物件の多少
 - c 地域の土地利用(現況及び将来計画)に与える影響
 - d 他の公共事業との調整
 - e 当該事業が都市計画に定められている都市施設である場合は、当該都 市計画との整合性
- ②技術的条件
- ③経済的条件
- (2) 起業地内に支障物件、法四条地、法令制限地等がある場合は、その状況と対策等を記載し、事業遂行に支障とはならない旨を述べること。

第2号 起業地及び事業計画を表示する図面

事業の認定とは、収用し、又は使用しようとする土地の上で実現しようとする個々具体の事業の公益性について認定を受けるものであるから、漠然とした事業計画しかできていないような段階では、具体的な図面が描けず、事業の認定を申請することはできない。

この意味で、明確で具体的な図面が描けるかどうかは、事業の認定を申請する時期を判断する上で、重要なポイントとなる。

これらの各図面には、図面の名称及び縮尺を必ず掲げるものとする。

1 起業地を表示する図面

起業地を表示する図面は、「起業地位置図」と「起業地表示図」の2種類を作成しなければならない(規則第3条第2号)。

(1) 起業地位置図

ア 起業地位置図(位置図)は、起業地がどこに存するかを明らかにするためのもので、縮尺 1/25,000(又は 1/50,000)の一般図によって起業地の位置を示す(原則として、国土地理院発行の地形図による。)。

イ 表示の方法は、赤色を用い、できるだけ起業地の形どおり忠実に着色し、「起 業地」の語をもって矢印で指し示すこと。

なお、着色に当たっては、蛍光ペンは使用しないこと。

(2) 起業地表示図

ア 起業地表示図は、起業地の範囲、境界を明らかにするためのもので、起業地の大きさ等に応じて縮尺 1/100~1/3,000 程度の間の地形図によって起業地の部分(起業地付近を含む。)を表示する。

これによらない場合は、実測した現況(起業地)を表わす地形図によること。表示方法等は、次によるものとする。

- ① 収用の部分は「薄い黄色」で着色
- ② 使用の部分は「薄い緑色」で着色
- ③ 起業地内に家屋等の物件があるとき
 - → 主要なものを図示すること。
 - → 収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用 しようとする権利の目的である物件があるときは、その部分を「薄い 赤色」で着色すること。

注:着色に当たっては、蛍光ペンは使用しないこと。

- イ 起業地内及びその付近の顕著な地形、地物等(河川、道路、官公署その他主要な建物、物件等)を記載する。
- ウ 符号は国土地理院発行の図式により、縮尺、方位、凡例をつける。
- エ 字の境界を、赤色の破線で明らかし、起業地及び起業地周辺の字名を記入し、 起業地が字内にあることを明確にすること。

オ 公図等は地形図ではないので、起業地表示図として用いないこと。

2 事業計画を表示する図面

事業計画を表示する図面(事業計画表示図)は、事業計画の具体的内容を図で表わすもので、縮尺 1/100~1/3,000 程度の間で「事業計画の概要」の項に記載した事項を明らかにするよう、施設の位置を明示するとともに、その事業の内容が理解しやすいよう、施設の内容に応じて適宜着色し、その凡例を付すこと(規則第3条第3号)。

また、施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図、詳細図等を付けること。例えば、建物の場合は、各階平面図、立面図等の添付が必要になるが、これを添付するためには、通常、少なくとも基本設計が終わっている必要がある。

(構造図、詳細図等の例)

- ·道路事業……標準横断図、縦断図、橋梁一般図等
- •河川事業……堤防横断図面等
- ・建物・構築物……各階平面図、立面図、側面図等

3 字絵図

字絵図(公図)は、起業地表示図等を確認するために添付し、字絵図中、起業地の範囲を明確にするため、起業地の境界を黄色の線で囲み、字界を赤色の破線で明確にし、起業地及び起業地周辺の字名を記載すること。

起業地内の道路は茶色、水路は水色で着色すること。

第3号 法四条地に関する調書

法第4条は、「この法律又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない」と定めている。

このように、現に公共の事業(法第3条各号のいずれかに該当する事業)の用に 供している土地を「法四条地」という。

法四条地には、道路、河川の外、地方公共団体、土地改良区等が設置する農道、 用排水路等の施設や公園、広場等も該当する。

起業地内に法第4条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書を添付しなければならない(法第18条第2項第4号)。

「特別の必要」があるとは、現に土地等を公共の事業の用に供しているときの公

益性と、その土地等を起業地に編入して新たな収用適格事業を行う場合の公益性と を比較衡量し、前者の事業の失う公益上の損失より後者の事業が生み出す公益性が より大きい場合をいい、このような場合は、法四条地を収用し、又は使用すること ができる。

この「特別の必要」があるかの審査に供するため、起業者は、申請に係る事業の 起業地内に「法四条地」があるときは、その土地調書、図面及び管理者の意見書を 添付しなければならない。

1 法四条地に関する調書

法四条地に関する調書(土地調書)の様式は、次のとおりである(規則第3条第4号)。

図面	市町村、大字	現に供している	供している	土地の	意見書
表示		事業(施設)の	土地の面積		
番号	及び字の名称	種類	(m^2)	管理者	の有無

(注)様式中、図面表示番号は、法四条地に関する図面に表示する番号を記入する。

《土地調書作成例》

図面	市町村、大字	現に供している	供している	土地の	意見書
表示		事業 (施設) の	土地の面積		
番号	及び字の名称	種類	(m^2)	管理者	の有無
(1)	〇〇市〇〇字	電話線	193m	西日本電信電	有
	○○地内	(○○○線)	(電話柱 6本)	話株式会社	作
2	〇〇市〇〇字	送電線	147 m	〇〇電力	有
	○○地内	(○○○線)	(電柱2本)	株式会社	有
3	〇〇市〇〇町	市道	78 m²	〇〇市長	有
	〇丁目地内	○○○号	70111	XIII O O	有
	00市000	準用河川	55 m²	○○市長	左
4	〇〇〇地内	000//	55111	XIII O O	有
(E)	〇〇町〇〇字	町道	$63\mathrm{m}^2$	○○町長	右
5	○○地内	〇〇〇号	03111		有

2 法四条地に関する図面

法四条地に関する図面(法四条地図面)は、縮尺 1/100~1/3,000 程度で、法四条地部分を道路は茶色、水路は水色に着色するとともに、番号を付して調書との照合を図ること。

この図面は、法四条地があまり多くない等、特に支障がないときは、起業地表示 図と併用するものとする。

3 土地管理者の意見書

法四条地の管理者への意見照会にあたっては、事業計画を説明し、法四条地に関する図面(起業地表示図併用)、事業計画表示図等をもって当該法四条地を明らかにし、当該法四条地を起業地に編入することの是非についての管理者の意見を照会するものとする。

なお、照会文及び意見書の写しを原本証明のうえ添付すること。

第4号 法令制限地に関する調書

起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書を添付しなければならない(法第18条第2項第5号)。

法令制限地関係書類の添付は、事業の施行にあたって支障となる土地利用制限の 解除の見込み等について疎明するためのものである。

1 法令制限地調書

法令制限地調書は、次の様式に準じて記載するものとする。

市町村、大字	法令制限地の	利用制限 土地の面積	権限を 有する	意見書
及び字の名称	種類、根拠法令	(m^2)	行政機関	の有無
			土地の面積	土地の面積 有する

(注)様式中、図面表示番号は、法令制限地に関する図面に表示する番号を記入する。

2 法令制限地表示図

法令制限地表示図は、縮尺 1/100~1/3,000 程度で、法令制限地の部分は、区域線、引出し線、補助線等を使って明らかにし、番号を付して調書との照合を図るこ

と。

この図面は、法令制限地があまり多くない等特に支障がないときは、起業地表示 図と併用するものとする。

3 行政機関に関する意見書

権限を有する行政機関への意見照会にあたっては、事業計画を説明し、起業地表示図及び事業計画表示図の中に、区域線や引出し線、補助線等を使って当該法令制限地を明らかにし、当該法令制限地を起業地に編入することの是非等についての管理者の意見を照会するものとする。

届出をすれば土地利用の制限が解除されるものについては、原則として意見書は不要であるが、届出で足りる場合であっても、行政庁に禁止命令等の権限が留保されているときは意見書を要する。

なお、照会文書及び意見書の写しを原本証明のうえ添付すること。 (法令制限地の例)

道路予定地の制限…………道路法第91条第1項 河川区域内の工作物の新築等の許可……河川法第26条 河川区域内の土地の掘削等の許可……河川法第27条第1項 河川保全区域内の行為制限……河川法第55条第1項 砂防指定地における禁止・制限……砂防法第4条第1項 埋蔵文化財のある土地の発掘……文化財保護法第93条第1項

その他、土地利用を制限する法令の規定としては、都市計画法、建築基準法、土地区画整理法、森林法、下水道法等多数にのぼる。

第5号 説明会に関する書類

1 実施状況記載書

事業説明会の実施状況記載書は次の様式に基づき必要事項を記載すること(規則別記様式第6の2)。

年 月 日

起業者 住 所

氏名又は名称

印

岐阜県知事 〇〇〇〇 殿

土地収用法第15条の14の規定により講じた措置は、次のとおりである。

記

- 1 事業の種類
 - 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業
- 2 説明のための会合を開催した日時
 - ●●○○年○○月○○日

午前/午後〇〇時〇〇分から午前/午後〇〇時〇〇分まで

- 3 説明のための会合を開催した場所
 - ○○市○○公民館(○○市○○町○○丁目○○番地)
- 4 説明のための会合の開催の公告を行った日及び当該公告を行った新聞紙の名称
 - ●●○○年○○月○○日付け ○○新聞
- 5 土地収用法施行規則第1条の2第1項第3号の規定による通知を行った者の数 ○○名 ※通知対象者は権利提供に同意していない者全員
- 6 説明のための会合に参加した者の数
 - ()()名
- 7 説明のための会合を打ち切った場合においては、その旨及びその根拠となる条項 ※参加者がいなかった場合は、打ち切ったことになるので、本欄に「参加者がいな かったため、土地収用法施行規則第1条の3第1項第1号の規定により説明のた めの会合を打ち切った」と記載する。
- 2 開催を公告した新聞紙の当該部分の写し

公告の掲載例は以下のとおりである。

○○市○○○○○○○○事業説明会のお知らせ

・事業の種類(事業名) ○○市○○○○○○○○事業

・起業地(事業予定地) ○○市○○町○○丁目地内

説明会の日時●●○○年○○月○○日午後○○時~午後○○時

・説明会の会場
〇〇市〇〇公民館

・起業者(事業施行者) ○○市(○○市○○町○○丁目○○番地)

・問い合わせ先 ○○市役所 ○○課

電話番号 〇〇一〇〇〇

※事業名は、事業認定申請書に記載する事業名と一致させること。 事業施行者のかっこ書きの部分は、役場の所在地を記載すること。

第6号 附属書類

1 起業地選定比較図

起業地選定比較を確認するもので、第1案(本申請地)、第2案及び第3案を適 宜着色すること(互いに別の色とすること)。

起業地の大きさ等に応じて縮尺 $1/100\sim1/3,000$ 程度の間の地形図により作成すること。

2 丈量図等

起業地の実測面積を確認するもので、現況地目別の計算書を添付すること。

3 総合計画等

事業の認定を申請する事業の位置づけを確認するもので、総合計画等の表紙、目次の全部及び該当部分の抜粋を添付し、項目を確認できるようにすること。

4 その他

「予算書」、「条例」等、事業の認定を申請する事業を説明するうえで必要な書類を適宜添付すること。

その他

1 関連事業施行証書

事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面を添付しなければならない(法第18条第2項第3号)。

関連事業とは、本体事業の施行により必要を生じた事業で、かつ、法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業である。

例えば、ダムを建設する場合に、水没する道路を付替えるような場合、この道路 付替事業が関連事業である。

市町村事業において、本体事業の施行により県道の付替えの必要が生じたような場合もこれに該当する。

起業者が本体事業と関連事業の両方の施行権限を有しているときは、関連事業施行証書の添付は要しないが、起業者が関連事業の施行権限を有していない場合は、 関連事業施行証書(本体事業の施行者が関連事業を施行することについても「起業者適格」を有する旨を明示する書面)を添付しなければならない。

具体的には、起業者から、関連事業に係る施設の本来の管理者に対して協議書を 提出し、施設の本来の管理者から起業者に対して施行権限を附与する旨の文書(工 事施行命令書又は協議に対する同意の回答書)を得ることである。

この施設の本来の管理者からの工事施行命令書又は回答書の写しの外、協議書の写しも添付すること。

(参照)

道路法22条、河川法18条 等

2 事業施行権限証書

事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合に おいては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書を 添付しなければならない(法第18条第2項第6号)。

「起業者が当該事業を遂行する・・・能力を有すること」が事業認定の要件の一つとされており、法令上、事業施行の権限を有せず、かつ、これを有する見込みのない起業者に収用権を付与することは許されない。

事業施行権限証書の添付は、起業者が申請に係る事業の施行権限があることを疎明するためのものであり、事業の施行に関してあらかじめ受けなければならない処分があれば、当該処分の有無又は当該処分の見込みを明らかにするものである。

現実に処分があった場合には「当該処分に関する書類」の写しを添付し、処分がない場合には処分をすべき行政機関の処分に関する見込み等を記載した「意見書」の写しを添付すること。

なお、意見書の写しを添付する場合は、照会文の写しも添付すること。

(参照)

法第3条第23号……社会福祉法第62条 他 第24号……医療法第7条 他 第25号……墓地、埋葬等に関する法律第10条 その他、該当号多数にのぼる。